

令和元年度答申第25号
令和元年7月8日

諮問番号 令和元年度諮問第19号（令和元年6月11日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が保有する特許権について、第4年分の特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を、特許料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）内に納付しなかったため、特許料を納付することができる期間（以下「納付期間」という。）の経過の時に遡って消滅したとみなされた審査請求人が、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、追納期間内に納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、特許料等を追納する手続（以下「本件手続」という。）をしたところ、処分庁が、特許法（昭和34年法律第121号）18条の2第1項本文の規定に基づき、本件手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特許法107条1項は、特許権者は、特許料として、特許権の設定の登

録の日から存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、所定の金額を納付しなければならないと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならないと規定している。

そして、特許権者は、上記前年以前の期間（納付期間）内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その経過後6月以内に特許料を追納することができる（特許法112条1項）が、特許権者がその追納することができる期間（追納期間）内に特許料等を納付しないときは、その特許権は、上記納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされる（同条4項）。

- (2) 特許法112条の2第1項は、上記(1)により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間（正当な理由がなくなった日から2月、ただし、当該期間の末日が追納期間の経過後1年を超えるときは、追納期間の経過後1年）内に限り、その特許料等を追納することができる」と規定している。
- (3) 特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする」と規定している。

2 事案の経緯

- (1) 審査請求人は、平成25年7月26日、特許権の設定の登録を受け、特許第a号（以下「本件特許権」という。）の特許権者となった。

しかしながら、審査請求人は、本件特許権の第4年分の特許料の納付期間（その末日は平成28年7月26日）内に特許料を納付せず、さらに、追納期間（その末日は平成29年1月26日）内に特許料等を納付しなかった（以下「本件期間徒過」という。）ため、特許法112条4項の規定に基づき、本件特許権は納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

- (2) 審査請求人は、本件特許権について、追納期間内に特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、処分庁に対し、平成30年1月23日、特許法112条の2第1項の規定に基づき、特許料等を納付する手続（本件手続）をするとともに、回復理由書を提出した。

(3) 処分庁は、平成30年3月13日発送の却下理由通知書により、審査請求人に対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件手続は特許法112条の2第1項の要件を満たしていないとして、特許法18条の2第1項本文の規定により却下すべきと認められると通知し、弁明の機会を付与したところ、審査請求人は、同年5月2日、処分庁に対し、弁明書を提出した。

処分庁は、平成30年10月15日付けで（同月23日発送）、審査請求人に対し、本件手続について、却下理由通知書で通知した理由により却下する処分（本件却下処分）をした。

(4) 審査請求人は、平成31年1月24日付け（同日送付）で、審査庁に対し、本件却下処分の取消しを求めて、本件審査請求をした。

(5) 審査庁は、令和元年6月11日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事案の経緯は、諮問書、審査請求書、特許料納付書、回復理由書、却下理由通知書、弁明書（審査請求人作成）及び手続却下の処分から認められる。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件特許権の特許料の納付管理及び納付手続を、パート社員のP（以下「本件担当者」という。）に担当させていた。本件担当者は、母親が平成27年10月29日に入院したため在宅勤務となり、母親の看病やその他の業務に手一杯であったため、本件特許権の第4年分の追納期間を失念し、本件期間徒過が生じた。これは審査請求人にとって予測困難であった。

審査請求人の代表者（以下「代表者」という。）は、本件担当者に対し、1年ごとに人事面談及び業務マニュアルの確認をしていて、人事面談では、1年以内に納付期限を迎える特許の重要性を説明し、期限が近づいたら代表者に報告するよう指示していたから、審査請求人が本件担当者に対して的確な指導や指示、十分な管理・監督をしていたことは明らかである。

したがって、本件期間徒過には正当な理由がある。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

代表者は、本件担当者に対し、平成27年2月17日に人事面談をして以降は、本件特許権の追納期間（その末日は平成29年1月26日）が経過するま

で、人事面談及び業務マニュアルの確認をしていない。また、業務マニュアルには、「2016年6月初旬」に本件特許権の特許料の納付を実施することを「忘れぬよう、お願い致します。」との記載があるのみで、審査請求人において、本件担当者が納付期間内に特許料を納付したことを他の者が確認する措置も講じられていない。これらの事情に加え、追納期間の末日から10か月以上経過した平成29年11月27日に至って、本件特許権とは別の特許権の特許料の納付について検討したことを契機として、代表者が本件期間徒過を認識したという経緯も併せれば、審査請求人が、本件期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたということができないことは明らかであるから、本件期間徒過に正当な理由があるということとはできない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年6月11日、審査庁から諮問を受け、同月21日及び同年7月5日の計2回、調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

平成31年1月25日	本件審査請求の受付（審査庁）
同月31日	特許庁総務部総務課法務調整官のQを審理員に指名（審査庁）
同年3月11日	弁明書の受付
同年4月10日	反論書の受付
令和元年5月30日	審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年6月6日である旨を通知
同年6月6日	審理員意見書及び事件記録を提出

以上の審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 本件では、本件期間徒過に係る特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）が判示するとおり、特段の事情のない限り、原特許権者において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができない

いと認められる客観的な事情により、特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると、審査請求人は、本件担当者に本件特許権の特許料の納付管理を担当させ、代表者による人事面談や業務マニュアルの確認を通じて本件担当者に対し指導や管理・監督をしていたと主張しているが、本件の資料によれば、人事面談は本件特許権の第4年分の特許料の納付期間の末日（平成28年7月26日）よりも約1年5か月前の平成27年2月17日に1度実施しただけである。また、業務マニュアルには、上記納付期間内の平成28年6月初旬に第4年分から第6年分までの特許料を納付するなどのスケジュールが記載されているにすぎない。そうすると、補助者である本件担当者が特許料を納付したことを他の者が確認するなど、納付管理を確実にを行うための本件担当者に対する管理・監督が不十分であつて、組織として納付管理を適切に行つていたということとはできない。さらに、代表者は、追納期間の末日（平成29年1月26日）から約10か月経過した同年11月27日になつて初めて、本件期間徒過が生じていたことを知つたというのであるから、審査請求人において、特許権者として一般に求められる相当な注意を尽くしていたということとはできない。

審査請求人は、本件担当者が母親の入院のため在宅勤務となつたことを予測困難な事情として主張しているが、母親が入院した平成27年10月29日から本件特許権の追納期間の末日（平成29年1月26日）まで相当な期間があつたにもかかわらず、組織として納付管理を適切に行わず、本件担当者だけに納付管理を任せていたため、本件期間徒過が生じたのであるから、審査請求人の主張する事情が、期間徒過を回避することができない客観的な事情ということもできない。

したがつて、本件期間徒過は、審査請求人において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、特許料等を納付することができなかつた場合に当たるといふことはできず、そのほかに、何らかの特段の事情も見当たらないから、本件期間徒過について「正当な理由」があつたということとはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹